

令和 8 年 6 月
国 税 庁

「『租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）及び公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）等の施行等に伴い、「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」（法令解釈通達）を次のとおり改正するものです。

【主な改正のポイント】

所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）等の施行等により、租税特別措置法第 40 条の規定の対象となる公益法人等の範囲に公益信託の受託者が追加されたこと等に伴い、法令解釈に当たり留意すべき事項等を定めるほか、所要の取扱い等を整備する。